企画展「わたしたちのくらしとごみ」

プロポーザル実施要領

１　業務概要

1. 業務名

企画展「わたしたちのくらしとごみ」（以下、「企画展」とする）制作展示業務委託

1. 業務の目的

本市広報誌や小学校３・４年生向けの副読本「のびゆく四日市」を軸に市の環境・清掃行政の取り組みについて振り返りつつ、「自分の生活の中でごみを減らす取り組みをやってみよう」という自発的な気付きに繋げることで、持続可能な開発目標（SDGs）へ誘うことを目的とする。

1. 業務内容

別紙「企画展　制作展示業務委託仕様書」のとおり

1. 委託期間

契約の日から令和２年１２月２４日まで

２　委託料（見積限度額）

　　　委託料は９，６１６，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

　　　なお、見積限度額は、本委託業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格については、この範囲で別途算定する。

３　実施形式

　　　公募型プロポーザル方式

４　プロポーザル審査委員会

設置の目的：企画展制作展示業務委託契約の相手方を選定するためのプロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公平に行う目的で設置する。

役割：プロポーザル審査委員会は次の各号に掲げる事項を処理する役割を担う。

1. 実施要領の確認に関すること。
2. 事業者選定に関すること。
3. 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
4. その他必要な事項。

５　参加資格要件と留意事項

当プロポーザルに参加する者（以下、「参加者」という）は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

1. プロポーザル方式による契約に参加しようとする業務における本市の入札参加資格を有すること。
2. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
3. 実施要領公表の日から受託候補者の特定の日までにおいて、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成２１年6月1日施行）の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
4. 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
5. 類似案件の受注実績があること。

なお、入札参加資格者がプロポーザルの過程で要件に該当しないと明らかになった場合は、契約相手先とすることができないので留意すること。

６　現地説明会

　　　５月８日（金）午前に行う。時間については、協議の上決定する。

７　質疑・回答

　　　質問は、Eメール（任意様式、Word形式）にて問い合せること。全ての質疑に対する回答を、全参加者に対してEメールにて通知する。

８　募集・参加申込・資格審査

1. 募集

ホームページ上で募集要項等を公表する。

1. 参加申込

参加者は様式１「参加意向申出書」を持参又は郵便（簡易書留）で提出すること。

1. 参加資格審査結果

参加資格審査結果は様式２「参加資格審査結果通知書」により郵便及びEメールにて参加者に通知する。

９　企画提案書作成方法

　　　企画提案書は、別紙「プロポーザル企画提案書作成要領」を参照の上、一括して持参又は郵便（簡易書留）で１０部（正副の区別なし）提出すること。分割提出は認めない。１者１提案までとし、企画提案書受付後の加除及び修正は原則認めない。

　　　また、次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。

1. 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
2. 提案内容に虚偽がある場合
3. 参加者及び協力企業が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合

１０　審査方法

　　　　別紙「プロポーザル審査要領」参照

１１　審査結果

　　　　審査の結果は、様式3「プロポーザル審査結果通知書」により、郵便及びEメールにて参加者に通知する。また、市のホームページ上に、審査結果（業務委託候補者名及びその他の参加申込業者名）を公表する。

１２　日程

|  |  |
| --- | --- |
| 令和２年４月２８日（火） | 実施要領等の公告 |
| 令和２年５月８日（金） | 現場説明会の実施 |
| 令和２年５月１５日（金） | 参加意向申出書の提出期限 |
| 令和２年５月２０日（水） | 参加資格審査結果の通知 |
| 令和２年５月２２日（金） | 質疑の提出期限 |
| 令和２年５月２９日（金） | 質疑の最終回答 |
| 令和２年６月１２日（金） | 企画提案書の提出期限 |
| 令和２年６月１７日（水） | プレゼンテーション等の実施 |
| 令和２年６月１９日（金） | 審査結果の通知予定日 |
| 令和２年６月２３日（火） | 協議 |
| ～令和２年６月末日 | 契約の締結 |

１３　提出書類の取扱い

1. 提出書類は、参加者に返還しない。
2. 提出書類の著作権、知的財産所有権等は参加者に帰属するが、参加者の承諾を得た上で公表する場合がある。
3. 提出書類について、四日市市情報公開条例により開示及び公開請求があるときはその対象とする。

１４　書類提出・問合わせ先

1. 書類提出先

〒５１０－００７５　三重県四日市市安島一丁目3番１６号

四日市市　環境部　四日市公害と環境未来館（四日市市立博物館内）

月曜日（祝日の場合はその翌平日）休館

（ただし、５月４日は開館、５月７日が休館日となる）

持参の場合の受付時間は、開館日の午前８時３０分～午後５時１５分とする。また、郵送による提出の場合、期日必着とする。

1. 問合せ先

四日市市　環境部　四日市公害と環境未来館

kougai-kankyoumiraikan＠city.yokkaichi.mie.jp

　　担当：大谷、熊谷、吉田

１５　その他

1. プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
2. 応募を取り下げる場合は、速やかに文書にて連絡すること。
3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、プレゼンテーション及び打ち合わせなどをテレビ会議方式で行うことも想定すること。